

(平成27年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から62年12月までの国民年金の定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から63年3月まで
私たち夫婦は、申立期間当時は生活が苦しかったので、国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に3か月から半年ほど遅れながらも全て納付した。申立期間の保険料（付加保険料を含む）が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初の昭和59年1月に転居していることが申立人に係る特殊台帳で確認できるが、同台帳には、移管年月日「59・5・2」と記載されており、申立人が所持する年金手帳にも転居後の住所及び変更年月日が記載されていることから、住所変更は適切に行われていたと推認できる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを証明する資料として提出している昭和60年、61年及び62年分の「給与所得者の保険料控除申告書」（以下「控除申告書」という。）の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額には、付加保険料が含まれていないものの、申立期間のうち60年から62年までの期間の夫婦二人分の定額保険料と一致していることなどから、控除申告書が提出されている60年1月から62年12月までの期間については、保険料を納付していたものと認められる。

さらに、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立期間当時に申立人に係る事務処理をしていたとする会計事務所の担当者及び申立人から聴取した内容を総合的に判断した結果、昭和60年から62年までの定額保険料については、納付したものと認めるべきである。

一方、昭和60年から62年までの控除申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は付加保険料を加算した額ではなく、59年、63年は控除申告書の提出がないため、申立人の主張について確からしいと判断することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から 62 年 12 月までの定額の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年3月まで

私たち夫婦は、申立期間当時は生活が苦しかったので、国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に3か月から半年ほど遅れながらも全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初の昭和59年1月に転居していることが申立人に係る特殊台帳で確認できるが、同台帳には、移管年月日「59・5・2」と記載されており、申立人が所持する年金手帳にも転居後の住所及び変更年月日が記載されていることから、住所変更は適切に行われていたと推認できる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを証明する資料として提出している申立人の夫に係る昭和60年、61年及び62年分の「給与所得者の保険料控除申告書」（以下「控除申告書」という。）の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、申立期間のうち昭和60年から62年までの期間の夫婦二人分の保険料と一致していることなどから、控除申告書が提出されている60年から62年までの期間については、保険料を納付していたものと認められる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを証明する資料として提出している申立人に係る昭和63年分の控除申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料は、本来納付すべき保険料とは大きく相違するものの、記載されている金額は、同年1月から同年7月までの保険料とおおむね一致すること、申立人は国民年金第3号被保険者期間である同年4月から7月までの保険料を一旦納付した後、平成元年3月15日決議で還付されており、昭和63年の控除申告書作成時点は、保険料の還付前であったと考えられることから、控除申告書に記載のある保険料のうち還付記録の無い

63年1月から3月までの期間については、保険料を納付していたものと認められる。

加えて、申立人の希望により実施した口頭意見陳述において、申立期間当時に申立人に係る事務処理をしていたとする会計事務所の担当者及び申立人から聴取した内容を総合的に判断した結果、昭和60年1月から63年3月までの保険料については、納付したものと認めるべきである。

一方、昭和59年は控除申告書の提出が無いため、申立人の主張について確からしいと判断することができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から63年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月19日は30万円、20年7月15日は37万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月19日
② 平成20年7月15日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。当該期間の賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、A社から提出された平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は30万円、申立期間②は37万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、A社から提出された従業員の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立期間に係る賞与の支給が確認できる全ての被保険者について、その賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月15日

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、4万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、A社から提出された従業員の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立期間に係る賞与の支給が確認できる全ての被保険者について、その賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月19日は55万8,000円、20年7月15日は78万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月19日
② 平成20年7月15日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。B厚生年金基金には当該期間に係る賞与の記録があるので、国の記録も標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された平成19年分及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同社の回答、申立人及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びに従業員の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は55万8,000円、申立期間②は78万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、A社から提出された従業員の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立期間に係る賞与の支給が確認できる全ての被保険者について、その賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月30日から同年9月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、元事業主の回答及び申立人から提出された給与明細書から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月19日は47万円、20年7月15日は48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月19日
② 平成20年7月15日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。B厚生年金基金には当該期間に係る賞与の記録があるので、国の記録も標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された平成19年及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同社の回答、申立人及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びに従業員の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は47万円、申立期間②は48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、A社から提出された従業員の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立期間に係る賞与の支給が確認できる全ての被保険者について、その賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月19日は52万円、20年7月15日は63万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月19日
② 平成20年7月15日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。B厚生年金基金には当該期間に係る賞与の記録があるので、国の記録も標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同社の回答、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びに従業員の賞与明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額から、申立期間①は52万円、申立期間②は63万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、A社から提出された従業員給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立期間に係る賞与の支給が確認できる全ての被保険者について、その賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成15年12月10日は133万8,000円、16年12月10日、17年6月30日、18年6月30日及び19年6月29日は150万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額はそれぞれ訂正前の、15年12月10日は101万4,000円、16年12月10日は125万7,000円、17年6月30日は143万3,000円、18年6月30日は142万3,000円、19年6月29日は143万5,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月10日は133万8,000円、16年12月10日、17年6月30日、18年6月30日及び19年6月29日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年6月30日
④ 平成18年6月30日
⑤ 平成19年6月29日

A基金に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、支給額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同基金は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A基金から提出された申立人の申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は133万8,000円、16年12月10日、17年6月30日、18年6月30日及び19年6月29日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、それぞれ150万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額はそれぞれ訂正前の、平成15年12月10日は133万9,000円、16年12月10日は129万1,000円、17年6月30日は122万9,000円、同年12月9日は140万2,000円、18年6月30日は121万5,000円、同年12月8日は136万円、19年6月29日は119万8,000円、同年12月10日は136万5,000円、20年6月30日は124万円、同年12月10日は138万9,000円、21年6月30日は115万2,000円、同年12月10日は133万3,000円、22年6月30日は116万2,000円、同年12月10日は131万4,000円、23年6月30日は112万5,000円、同年12月9日は121万5,000円、24年6月29日は113万7,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年6月30日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年6月30日
⑥ 平成18年12月8日
⑦ 平成19年6月29日
⑧ 平成19年12月10日
⑨ 平成20年6月30日

- ⑩ 平成 20 年 12 月 10 日
- ⑪ 平成 21 年 6 月 30 日
- ⑫ 平成 21 年 12 月 10 日
- ⑬ 平成 22 年 6 月 30 日
- ⑭ 平成 22 年 12 月 10 日
- ⑮ 平成 23 年 6 月 30 日
- ⑯ 平成 23 年 12 月 9 日
- ⑰ 平成 24 年 6 月 29 日

A基金に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、支給額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同基金は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A基金から提出された申立人の申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）に誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成15年12月10日は52万9,000円、16年12月10日は51万7,000円、17年6月30日は49万4,000円、同年12月9日は59万5,000円、18年6月30日は53万4,000円、同年12月8日は61万6,000円、19年6月29日は55万9,000円、同年12月10日は64万4,000円、20年6月30日は60万6,000円、同年12月10日は67万4,000円、21年6月30日は57万4,000円、同年12月10日は65万8,000円、22年6月30日は59万2,000円、同年12月10日は66万5,000円、23年6月30日は59万2,000円、同年12月9日は63万7,000円、24年6月29日は60万6,000円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額はそれぞれ訂正前の、15年12月10日は43万1,000円、16年12月10日は42万円、17年6月30日は40万2,000円、同年12月9日は48万3,000円、18年6月30日は43万4,000円、18年12月8日は50万円、19年6月29日は47万4,000円、同年12月10日は54万5,000円、20年6月30日は50万2,000円、同年12月10日は55万8,000円、21年6月30日は47万6,000円、同年12月10日は54万5,000円、22年6月30日は48万9,000円、同年12月10日は54万8,000円、23年6月30日は48万4,000円、同年12月9日は51万9,000円、24年6月29日は49万5,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月10日は52万9,000円、16年12月10日は51万7,000円、17年6月30日は49万4,000円、同年12月9日は59万5,000円、18年6月30日は53万4,000円、同年12月8日は61万6,000円、19年6月29日は55万9,000円、同年12月10日は64万4,000円、20年6月30日は60万6,000円、同年12月10日は67万4,000円、21年6月30日は57万4,000円、同年12月10日は65万8,000円、22年6月30日は59万2,000円、同年12月10日は66万5,000円、23年6月30日は59万2,000円、同年12月9日は63万7,000円、24年6月29日は60万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年6月30日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年6月30日
⑥ 平成18年12月8日
⑦ 平成19年6月29日
⑧ 平成19年12月10日
⑨ 平成20年6月30日
⑩ 平成20年12月10日
⑪ 平成21年6月30日
⑫ 平成21年12月10日
⑬ 平成22年6月30日
⑭ 平成22年12月10日
⑮ 平成23年6月30日
⑯ 平成23年12月9日
⑰ 平成24年6月29日

A基金に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、支給額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同基金は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A基金から提出された申立人の申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は52万9,000円、16年12月10日は51万7,000円、17年6月30日は49万4,000円、同年12月9日は59万5,000円、18年6月30日は53万4,000円、同年12月8日は61万6,000円、19年6月29日は55万9,000円、同年12月10日は64万4,000円、20年6月30日は60万6,000円、同年12月10日は67万4,000円、21年6月30日は57万4,000円、同年12月10日は65万8,000円、22年6月30日は59万2,000円、同年12月10日は66万5,000円、23年6月30日は59万2,000円、同年12月9日は63万

7,000 円、24 年 6 月 29 日は 60 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、それぞれ150万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額はそれぞれ訂正前の、平成16年12月10日は144万3,000円、17年6月30日は137万4,000円、18年6月30日及び19年6月29日は136万5,000円、20年6月30日は147万5,000円、21年6月30日は135万7,000円、22年6月30日は138万7,000円、23年6月30日は136万6,000円、同年12月9日は147万4,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年6月30日
③ 平成18年6月30日
④ 平成19年6月29日
⑤ 平成20年6月30日
⑥ 平成21年6月30日
⑦ 平成22年6月30日
⑧ 平成23年6月30日
⑨ 平成23年12月9日

A基金に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、支給額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同基金は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎とな

る標準賞与額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A基金から提出された申立人の申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）に誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、それぞれ150万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額はそれぞれ訂正前の、平成19年12月10日は130万1,000円、20年6月30日は118万4,000円、同年12月10日は132万6,000円、21年6月30日は110万8,000円、同年12月10日は128万2,000円、22年6月30日は112万4,000円、同年12月10日は127万2,000円、23年6月30日は116万9,000円、同年12月9日は126万3,000円、24年6月29日は119万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年6月30日
③ 平成20年12月10日
④ 平成21年6月30日
⑤ 平成21年12月10日
⑥ 平成22年6月30日
⑦ 平成22年12月10日
⑧ 平成23年6月30日
⑨ 平成23年12月9日
⑩ 平成24年6月29日

A基金に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、支給額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同基金は年金事務所に事後訂正の

届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A基金から提出された申立人の申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）に誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、150万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の114万1,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成24年6月29日

A基金に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が、支給額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。同基金は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A基金から提出された申立人の申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によれば、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与額の届出を年金事務所に誤って提出し、また、申立期間に係る厚生年金保険料については過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る「平成 17 年下期賞与データ一覧」及び「賞与支給控除一覧表」により、申立人は、平成 17 年 12 月 2 日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記一覧において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 42 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年 7月16日

年金事務所からのお知らせにより、A社における申立期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された賞与統計表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与統計表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、42 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該賞与に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、そのほか確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年10月1日までの期間について、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は19年10月1日、資格喪失日は20年10月1日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年12月16日まで
A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。終戦後まで在籍していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社同工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年6月1日と記載されているものの、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

一方、A社から提出された「所員退職者原簿」により、申立人は、昭和18年4月16日から20年9月30日までの期間、同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の人事担当者は、申立人は、当該所員退職者原簿に記載のある退職日まで勤務しており、退職するまでの期間は厚生年金保険の被保険者であったと考える旨回答している。

なお、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない期間である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年10月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者台帳の記録

から、40円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和20年10月1日から同年12月16日までの期間について、A社から提出された上記「所員退職者原簿」によると、申立人の退職日は同年9月30日であることが確認できる。

また、A社は、当時の資料「所員退職者原簿」に在職期間が書いてある以上はその期間が正しいものと考えられ、当該資料に記載のある退職日まで申立人は勤務していた旨回答しており、当該期間に係る申立人の勤務を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 26 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 25 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の賞与は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「17 年 1 回分賞与一覧表（個人別）」及び「総合振込・給与振込集中処理明細表（振込指定日 17 年 1 月 25 日）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「17 年 1 回分賞与一覧表（個人別）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 17 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 25 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の賞与は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「17 年 1 回分賞与一覧表（個人別）」及び「総合振込・給与振込集中処理明細表（振込指定日 17 年 1 月 25 日）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「17 年 1 回分賞与一覧表（個人別）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 25 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、申立期間当時、当該賞与に係る届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の賞与は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「17 年 1 回分賞与一覧表（個人別）」及び「総合振込・給与振込集中処理明細表（振込指定日 17 年 1 月 25 日）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記「17 年 1 回分賞与一覧表（個人別）」において確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

関東東京厚生年金 事案 25945 (事案 21252 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、52年11月から53年6月までは11万8,000円、同年7月から同年11月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 30 日から 53 年 12 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の一部は適用事業所になっておらず、社会保険事務担当者は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員の給与からは厚生年金保険料を控除していないと思う旨述べている等の理由により、記録訂正を行う必要がない旨の通知があった。

今回、新たに見付かった給料支払明細書を提出するので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、雇用保険の加入記録によりA社に勤務していたことが確認できるが、同社は昭和 53 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち同年 10 月 31 日からの期間について適用事業所となっておらず、事業主も既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、申立人及び複数の従業員は給与明細書を保有しておらず、申立期間の厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 23 年 10 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人は新たな資料として、昭和 52 年 11 月分から 53 年 4 月分まで及び同年 6 月分の給料支払明細書を提出しており、当該期間

について、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員が保有する給料支払明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社における社会保険事務担当者は、初回申立時には資格喪失届提出後は、保険料は控除していないと思う旨述べていたが、実際に保険料が控除されている明細書があるのであれば、特定の個人からだけ保険料控除するということは考えられない旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保有する上記給料支払明細書及び申立人に係る雇用保険受給資格者証において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和52年11月から53年6月までは11万8,000円、同年7月から同年11月までは11万円とすることが妥当である。

一方、A社は昭和53年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、同社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時、法人事業所であったことが確認できる上、申立人を含む6人の従業員に係る雇用保険加入記録により、申立期間に常時5人以上の者が従事していたことが確認できることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在は不明であるが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和52年11月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届出していること、及び53年10月31日以降、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで

A社において、平成14年3月31日まで短時間職員として勤務し、同年4月1日に本職員となったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、平成15年から19年までの期間にA社において4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日付けで引き続きC共済組合に加入している者が4人確認できる。

さらに、B社は、当該4人のうちの一人について、厚生年金保険の被保険者である期間は、申立人と同じ短時間職員である旨述べている。

加えて、B社は、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日について、当時の担当者が誤って退職日を記載してしまった可能性がある旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を平成14年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 19 年 6 月 5 日、同年 12 月 14 日及び 20 年 3 月 31 日における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 5 日
② 平成 19 年 12 月 14 日
③ 平成 20 年 3 月 31 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された給与支給明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 17 年 8 月 12 日における標準賞与額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 12 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された月別給与一覧表及び同社担当者の供述により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記月別給与一覧表において確認できる保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を102万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月5日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成17年度夏季賞与明細書及び17年度分給与所得の源泉徴収票並びにA社から提出された申立人に係る17年賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、102万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は58万円、同年12月12日は56万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支給されており、賞与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「2003年夏季賞与明細書」及び預金通帳並びに申立期間当時、同社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003夏支給控除」により、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、58万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出されたA社に係る「2003年冬季賞与明細書」及び上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は56万円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人から提出された預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未

払となっていたことが確認できる。

また、申立期間②に係る上記賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」により確認できる配当額と一致している。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 7 月 5 日は 16 万 9,000 円、20 年 7 月 4 日は 20 万 1,000 円、21 年 12 月 11 日及び 23 年 7 月 8 日は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 5 日
② 平成 20 年 7 月 4 日
③ 平成 21 年 12 月 11 日
④ 平成 23 年 7 月 8 日

A 社（現在は、B 社）に勤務している期間のうち、申立期間①から④までの厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び B 社から提出された申立期間①から④までに係る賞与支給明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、平成 17 年 7 月 5 日は 16 万 9,000 円、20 年 7 月 4 日は 20 万 1,000 円、21 年 12 月 11 日及び 23 年 7 月 8 日は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る届出を当該期間当時に社会保険事務所（当時。平成 22 年以降は、年金事務所）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の回答により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、申立期間にA社での雇用保険の加入記録が確認でき、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間の被保険者記録が確認できない従業員が保有する給料明細によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

さらに、B社は、申立期間当時のA社における給与からの厚生年金保険料の控除について、正社員であれば職種等で差は無く一律の取扱いであった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年8

月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び申立人が保有する「報酬決定書」、申立人が保有する預金通帳並びに同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、A社及び申立人から提出された「平成17年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額及び平成17年12月の標準賞与額に見合う社会保険料の合計額を上回っている上、同社は、申立人の同年7月分の賞与から、標準賞与額に見合った厚生年金保険料を控除しているとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記諸資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成8年9月から10年5月までは41万円、同年6月から11年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から11年4月1日まで
年金事務所からのお知らせにより、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、遡及訂正されていることを知った。調査して、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成8年9月から10年5月までは41万円、同年6月から11年3月までは36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年4月1日より後の同年4月7日付けで、9万2,000円に遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によれば、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、「当時、社会保険の事務をしていた経理担当者は、既に亡くなっているが、社会保険に関する届出書は全て社長である私が目を通しており、代表者印を押すのは私であった。代表者印は社長室の金庫の中において私が管理しており、ほかの者が触れることはないし、ほかの者が代表者印を押すことも無かった。申立人は、社会保険事務には関与していない。」と回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められ

ず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年9月から10年5月までは41万円、同年6月から11年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日

年金事務所からのお知らせにより、申立期間に係る賞与の記録が漏れていることを知った。当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の元代表清算人から提出された申立人の賞与に係る資料には、申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料額の合計金額が記載されている旨確認できる。

また、申立人は、申立期間①及び②に賞与が支給され、その賞与額は2回とも同じような金額であったと思うと回答していることを踏まえ、上記資料で確認できる社会保険料額の合計金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料等より推認できる社会保険料額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立期間のうち、平成14年5月から16年8月までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、14年5月及び同年6月は62万円、同年7月から16年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から17年6月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低い。そのため、調査して申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年5月から16年8月までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る14年5月から16年4月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、14年5月及び同年6月は62万円、同年7月から16年4月までは50万円と記録されていたところ、同年5月11日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、代表取締役についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、管轄年金事務所が保管しているA社に係る滞納処分票によると、同社は、申立期間当時、社会保険料を滞納しており、代表取締役及び同社の顧問社会保険労務士が社会保険事務所と保険料の滞納について面談を行っていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖事項証明書では、申立人は申立期間及び上記減額訂正処理が行われた当時、取締役であったことが確認できる。

しかしながら、上記代表取締役は、「申立人は、編集・制作部に所属する取締役制作部長としてガイドブックの制作に従事しており、社会保険の届出事務に権限を有していなかった。」と回答していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成16年5月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所において、当該期間に係る標準報酬月額

を遡って減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている、申立人の14年5月から16年8月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、14年5月及び同年6月は62万円、同年7月から16年8月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成16年9月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

次に、申立期間のうち、平成16年9月から同年12月までの期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあったA社における平成16年分源泉徴収簿に記載されている同年9月から同年12月までの各月の給与総支給金額（35万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（9万8,000円）より高額であるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、申立期間のうち、平成17年1月から同年5月までの期間について、A社の代表取締役は、当時の資料は何も残っていないと回答しており、ほかに申立人が主張している給与額及び保険料控除額を確認できる資料も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成17年1月から同年5月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月30日から同年7月1日まで

A社B工場では昭和38年6月30日付けで退職し、同年6月分の保険料は給与から控除されていた。給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社からの回答及び申立人から提出のあった昭和38年7月分の給与明細書から、申立人は申立期間もA社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を誤ったことを認めていることから、事業主が資格喪失日を昭和38年6月30日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行

ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA工場における厚生年金保険の資格取得日は昭和21年3月1日、資格喪失日は同年12月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和21年3月は50円、同年4月から同年11月までは60円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人のB事務所Cホテルにおける厚生年金保険の資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は25年2月28日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和24年4月は5,700円、同年5月から25年1月までは6,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人のB事務所Dホテルにおける厚生年金保険の資格取得日は昭和25年5月24日、資格喪失日は26年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、昭和25年5月から同年10月までは5,000円、同年11月及び同年12月は6,000円、26年1月から同年3月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年3月頃から同年12月頃まで
② 昭和24年4月頃から25年2月頃まで
③ 昭和25年5月頃から26年4月頃まで

妻の年金に係る死亡届提出の際、年金事務所から妻のものである可能性のある厚生年金保険の未統合記録が3つある旨伝えられた。妻は、昭和20年8月より少し前、空襲から逃れるためにE県F郡に疎開し、その後、上京したと聞いている。当時、妻が勤務していた事業所名は分からないが、当該3つの未統合記録は、妻のものであると思われるので、調査して妻の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人の当時の氏名である「G」及び生年月日が一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和21年3月1日、資格喪失日は同年12月21日。）が確認できるところ、当該未統合記録に係る手帳記号番号と同一の番号で記録されている被保険者記録をA工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び当該被保険者名簿に対応する厚生年金保険被保険者台帳において確認することができる。

また、申立人の夫は、「妻（申立人）は、当時、両親の故郷であるE県F郡に疎開し、働いていた。」と回答しているところ、上述のA工場の所在地は、当該被保険者名簿によりE県F郡であることが確認できることから、前述の未統合記録は、申立人の記録であると判断することが妥当である。

これらを総合的に判断すると、A工場の事業主は、申立人が昭和21年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失した旨の届出を管轄社会保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和21年3月は50円、同年4月から同年11月までは60円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、オンライン記録において、申立人の当時の氏名で一字略字を使用した「H」及び生年月日が一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は25年2月28日。）が確認できるところ、当該未統合記録に係る手帳記号番号と同一の番号で記録されている被保険者記録をB事務所Cホテルに係る事業所別被保険者名簿及び当該被保険者名簿に対応する厚生年金保険被保険者台帳において確認することができる。

また、申立人の夫は、「妻（申立人）は、GHQ関連施設で、女性将校さんのお世話をする仕事（メイド）をしたことがあると言っていた。」と回答しているところ、当該被保険者名簿において連絡先の確認ができた4人に当時の仕事内容について照会したところ、二人から回答があり、このうち一人は、「当時、Cホテルは、Iビルに設置されていた司令部に勤務していた職員の宿舎となっていた。私たちは、そこで部屋係（ルームメイド）として、宿泊者の部屋の掃除と身辺のお世話（洗濯、アイロン掛けなど）をしていた。」と回答しており、申立人の夫が申立人から聞いていた申立人の仕事内容と一致していることが確認できることから、この未統合記録は、申立人の記録であると判断することが妥当である。

これらを総合的に判断すると、B事務所Cホテルの事業主は、申立人が昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年2月28日に資格を喪失した旨の届出を管轄社会保険出張所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和24年4月は5,700円、同年5月から25年1月までは6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③については、オンライン記録において、申立人の当時の氏名で一字略字を使用した「H」及び生年月日が一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和25年5月24日、資格喪失日は26年4月1日。）が確認できるところ、当該未統合記録に係る手帳記号番号と同一の番号で記録されている被保険者記録をB事務所Dホテルに係る事業所別被保険者名簿及び当該被保険者名簿に対応する厚生年金保険被保険者台帳において確認することができる。

また、当該記録は、上述2のB事務所Cホテルに係る未統合記録と同一の手帳記号番号で管理されている上、上述の夫の回答から判断すると、当該未統合記録は、申立人の記録と考えられる。

これらを総合的に判断すると、B事務所Dホテルの事業主は、申立人が昭和25年5月24日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26年4月1日に資格を喪失した旨の届出を管轄社会保険出張所に行ったことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、当該被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和25年5月から同年10月までは5,000円、同年11月及び同年12月は6,000円、26年1月から同年3月までは8,000円とすることが妥当である。

関東東京（神奈川）国民年金 事案 14120（事案 9903 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月から同年11月まで

私は、平成11年2月に会社を退職し、しばらくして納付書がまとめて送付されてきたため、国民年金保険料が未納となっていることを知った。未納の保険料を一括では納付できなかったため、数回に分けて、当時居住していたA区の自宅近辺の金融機関で納付した。

前回の申立てでは、申立期間の納付記録の訂正は認められなかったが、今回、申立期間の保険料を納付した金融機関名を新たに思い出したので申立期間の保険料を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いこと、ii) 申立人は国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が明確でないこと、iii) 申立期間直後の平成11年12月及び12年1月の保険料は14年1月に遡って納付されており、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなどを理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、23年2月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付した金融機関名を新たに思い出したとして申立てを行っているが、これは、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、前回の申立てにおいて、国民年金の種別変更に係る処理日はオンライン記録により確認することができない時期であったため、国民年金の加入勸奨記録に基づき、申

立人は平成 11 年 8 月までに第 2 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を行ったものと推察していたが、今回の申立てにおいて、申立人の当該種別変更に係る処理日は 13 年 6 月 12 日であることが確認でき（オンライン記録の資格処理日については平成 25 年度から確認することが可能となった）、申立人は、当該種別変更手続を A 区から C 区に転居した後の平成 13 年 6 月頃に行ったものと推察される。

このことから、申立人は、A 区に居住していた期間中に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、同区に居住していた期間中は、第 1 号被保険者として把握されておらず、同区において保険料を納付することができなかったものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から平成18年3月までの期間及び同年10月から20年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から平成18年3月まで
② 平成18年10月から20年2月まで

私は、会社を退職した昭和44年11月に、退職手続と一緒に国民年金の加入手続の書類を書いたと思う。その後、国民年金保険料の納付書が届き、私が夫の保険料と一緒に金融機関等で毎月保険料を納付していた。また、A区に転居後は、主に夫が私の保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月に国民年金の加入手続の書類を書いたと思うとしているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の基礎年金番号は、平成20年8月20日に旧姓での厚生年金保険の被保険者記録が確認されたことにより基礎年金番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

なお、申立人は、夫の保険料と一緒に自身もしくは夫が、金融機関等で毎月保険料を納付したとしているが、i) 婚姻当時居住していたB市では、昭和47年4月から納付書制度が実施され、毎月納付となったのは60年4月からであること、ii) 46年3月から居住したA区では、46年10月から納付書制度が実施され、毎月納付となったのは61年10月であること、iii) 申立人の夫の59年5月10日に作成された年度別納付状況リストの納付方法欄には、「EO」口座振替3か月納付(定額)と記録されており、申立人の夫は申立期間の一部が口座振替による納付方法であることから、申立人が主張する納付方法と相違する。

そのほか、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から8年3月まで

私の母は、私と妹二人が就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。妹たちの保険料は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の資格取得処理年月日から平成8年3月頃に払い出されたと推認でき、同年3月時点で、申立期間のうち6年1月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から53年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和50年*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が結婚するまで姉の保険料と一緒に二人分を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和50年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出日から、53年12月20日に申立人の姉と連番で払い出されたと確認でき、申立人の主張と相違する上、申立人は、上記手帳記号番号が基礎年金番号として記載され、再交付された年金手帳を1冊所持しており、以前に所持していた年金手帳は紛失してしまったが、それ以外の手帳を所持した記憶は無いと述べているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする姉も申立期間の保険料が未納である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 7 月 1 日から 24 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額は、自身が受けるはずの報酬月額に見合わないものとなっていたことから、同社が標準報酬月額について訂正届を提出したが、訂正後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条の規定により年金額に反映しない記録になっているので、給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたところ、平成 26 年 10 月 14 日付けで 28 万円に訂正されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額 (22 万円) となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳によると、申立期間に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、上記訂正前のオンライン記録における標準報酬月額 (22 万円) と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から3年5月1日まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。自身が保有する履歴書の職歴欄には、同事業所に平成2年9月に入社し、3年4月に退職した旨記載されている。当該履歴書並びに同事業所及び同僚からはがきの写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚からの回答並びに申立人から提出された履歴書の写し及び同僚からはがきの写しの内容から判断すると、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明である上、当該事業所で経理事務全般を担当していたとする同僚は、社会保険業務及び正職員の給与に関しては事業主の専権事項であり、一切関知していなかった旨述べていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の任意包括適用事業所として認可されたのは平成3年4月1日（以下「新規適用日」という。）であり、申立期間のうち、2年9月1日から3年3月31日までの期間は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

さらに、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間について、オンライン記録から、A事業所の新規適用日に厚生年金保険の被保険者となった者は4人確認できるところ、雇用保険の加入記録によると、同事業所が雇用保険の適用事業所となった同年4月1日付けで、全員が雇用保険に加入していることが確認できるが、申立人の雇用保険について加入記録は確認できない。また、上記4人は、事業所が厚生年

金保険に加入することについて事業主から同意を求められた、又は聞かれたことを記憶しているとしている。

加えて、申立人の同僚二人は、事業主が、退職を予定していた申立人について社会保険への加入手続を取らなかった可能性がある旨述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に平成 16 年 6 月 30 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は、平成 16 年 6 月 29 日と記録されていることから、申立期間の勤務が確認できない。

また、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の退職日は平成 16 年 6 月 29 日、資格喪失日は同年 6 月 30 日と記載されているところ、同社は、申立人の退職日は同年 6 月 29 日であり、申立期間に勤務実態は無く厚生年金保険料の控除も行っていない旨回答しているほか、A社において社会保険事務を担当していた従業員は、同社では、従業員の退職日は月末日の前日としていた旨回答している。

さらに、C健康保険組合及びD厚生年金基金から提出された申立人に係る資格喪失日の記録は、いずれも平成 16 年 6 月 30 日であり、上記資格喪失確認通知書の資格喪失日と一致している。

加えて、オンライン記録から、申立人が記憶する同僚及び平成 16 年中に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち、資格喪失日が月末日となっている者は申立人のほかに 6 人確認でき、当該 6 人の雇用保険の離職日は、月末日の前日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
A 事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同事業所には昭和 57 年 4 月 21 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票及び退職金計算書における就職年月日の記載から、申立人が申立期間において、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 事業所の現在の担当者は、申立期間当時の資料が保存されていないため、当時の社会保険の取扱いは分からない旨回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（昭和 57 年 5 月から同年 12 月まで）を基に算出した厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計金額とほぼ一致することから、申立人の入職月（昭和 57 年 4 月）に係る厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

さらに、A 事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に資格取得していることが確認できる複数の従業員に照会を行ったところ、回答のあった二人は、申立期間当時、同事業所では入職月の翌月から社会保険に加入させる取扱いがあった旨回答している上、当該従業員のうちの一人から提出された給与明細書によると、入職月にかかる厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から同年12月31日まで
A社が経営する「B店」に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和60年12月31日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成15年1月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本から、申立期間当時、取締役であったことが確認できる事業主の親族及び申立人が「B店」の店長であり事業主の親族であったと記憶する同僚に対し、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、いずれの者からも回答は得られなかった。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録があり、所在が確認できた複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において、同社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、オンライン記録と同日の昭和60年10月1日であることが確認できる上、同月中に申立人の健康保険被保険者証が回収されていることが記録されている。

一方、申立人は、昭和60年10月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得し、平成元年12月11日付けで新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、当該期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の更生会社であるB社は、平成 18 年当時の資料は法定保存期間経過のため廃棄済みであり、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の更生会社であるB社は、平成 18 年当時の資料は法定保存期間経過のため廃棄済みであり、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、申立人も、賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月1日から16年4月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC健康保険組合から提出された「健康保険資格喪失証明書」により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社から提出された「賃金台帳給与(組織順)」によると、申立期間に係る健康保険料及び雇用保険料は控除されているものの、厚生年金保険料については控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。高校卒業後、B社に入社し、昭和 45 年 6 月頃同社C店からA社D店に転勤はあったが、退職する 47 年 3 月 20 日まで継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社D店で一緒に勤務したと記憶する複数の同僚及び申立期間に同社同店で勤務していたとする従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社同店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の後継会社であるE社から提出されたA社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は、昭和 46 年 4 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、E社は、申立期間当時、A社とF社は別会社だったので、給与計算事務も社会保険事務もそれぞれの会社で行っており、一般的に資格取得の届出を行う前に給与から保険料を控除することは考えられない旨述べている。

また、オンライン記録により、申立人と同様、B社において資格喪失した後、A社において資格取得し、資格喪失日から資格取得日までの被保険者期間が欠落していることが確認できる二人は、いずれも当該期間に継続して勤務していたとしているものの、当該期間に係る給与明細書等を保有しておらず、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月28日から57年7月1日まで
② 昭和57年12月20日から63年8月22日まで
③ 昭和63年8月22日から平成元年10月1日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社（現在は、D社）に勤務した申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低くなっている。申立期間①、②及び③に係る給与は、年々昇給していたので当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、平成12年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①に同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる47人の同僚及び従業員に照会したところ、回答を得られた複数の者が、自身の標準報酬月額は厚生年金保険料の控除額に見合っていると回答している。

さらに、企業年金連合会が保有する資料により、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡等は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立

期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、D社が保有する申立人に係るB社及びC社の社会保険被保険者台帳により、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、D社は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に係る届出について、当該台帳の記録どおりに届け出た旨回答している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録並びにC社に係るオンライン記録により、申立期間②及び③にB社及びC社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる64人の同僚に照会したところ、回答を得られた複数の者が、自身の標準報酬月額は厚生年金保険料の控除額に見合っていると回答している。

さらに、申立期間②及び③のうちB社及びC社が企業年金基金に加入していた昭和58年7月から平成5年3月までの期間について、企業年金連合会が保有する資料により、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿並びに同社及びC社に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡等は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25957 (事案 9521、事案 23551 及び事案 24068 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 47 年 5 月 28 日から 51 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 40 年にC社に入社して以来、会社名は変わったが 51 年まで退職していないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、複数の元同僚の回答により、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことがうかがえるものの、i) 上記複数の同僚も当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、ii) 同社の元事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同訂正届により、申立人の資格取得日が昭和 43 年 6 月 1 日に訂正されていることが確認できること、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険被保険者番号に欠番は無く、事務処理に不自然な点は見当たらないこと、iv) 同社において当該期間当時、営業事務に従事していた同僚は当該期間に係る給料明細書を所持していないことなどの理由により、既に年金記録確認D地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 22 年 6 月 2 日付け及び 24 年 8 月 8 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間①に勤務していたことは確かであると主張しているものの、当該主張は、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、元事業主及び元同僚の回答により、申立人が当該期間に継続して勤務していたことはいかがえるものの、i) C社の元事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された申立人の同社における資格喪失日は昭和47年5月28日であり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できること、ii) 当該被保険者名簿における健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）における事務処理に不自然な点は見当たらないなどの理由により、既に年金記録確認D地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年6月2日付け及び25年2月14日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、同僚として3人の姓のみを挙げていることから、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚と同姓の者に文書照会したが、給与明細書を保有している者はおらず、申立期間②の保険料控除を確認できる新たな資料は見当たらない。

このほか、年金記録確認D地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25963 (事案 25428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月16日から同年10月1日まで
② 昭和25年10月1日から36年5月2日まで
③ 昭和36年5月2日から39年10月12日まで
④ 昭和39年10月12日から42年7月31日まで

A社及び同社のコンピューター部門が独立して設立されたB社(昭和37年4月1日に「C社」に名称変更し、現在は、D社)に勤務した期間のうち、昭和25年4月1日から同年10月1日までの期間及び39年10月12日から42年7月31日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことを第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、当該二つの期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができない旨の通知があった。

しかし、A社には、D社から入手した人事カードに記録されているとおり、昭和25年5月2日付けで臨時職員として入社し、その後、同年7月16日付けで職員となっており、同日から同年10月1日までの申立期間①についても厚生年金保険に加入していたはずである。また、同カードには、39年10月12日付けで退職したことになるが、同日には、C社において新たに設置されたE係に配属され引き続き勤務しており、同日から42年7月31日までの申立期間④について厚生年金保険に加入していたはずである。

今回、新たな資料・情報として、申立期間④当時にC社のE係に所属していた職員名及び当時の状況を確認できる書籍などを提出するので、申立期間①及び④について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、A社及びB社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者期間であった

期間とされている申立期間②及び③について脱退手当金の支給記録があるが、私は、脱退手当金の請求も受給もしておらず、前回の審議結果には納得できない。新たな証拠・情報は提出できないが、前回の判断に納得できないので、再度調査して、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る前回の申立てについては、D社から提出のあった申立人に係る人事カードにより、申立人が昭和25年5月2日から同年10月1日までの期間について、A社に勤務していることは確認できるものの、D社は、上記人事カードのほかに当時の資料を保有しておらず、申立人の当該期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することはできないこと、申立人が記憶している複数の同僚を含め、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同じ同年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者が、入社後一定の期間は試用期間であり、厚生年金保険の加入は、試用期間経過後であったと回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成26年8月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料及び情報として、申立人がD社から入手した人事カードを提出し、当該人事カードの氏名欄に記載されている申立人の姓は、申立人がA社に入社した当時の姓ではないこと等から、当該人事カードには誤りがあり、前回の第三者委員会の判断は誤りであると主張し、改めて調査を行い、申立期間①について厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとしている。

しかしながら、当該人事カードは、前回の申立てにおいて、当委員会がD社から提供を受けた人事カードと同じものであり、新たな資料とは認められない。

なお、D社は、当該人事カードの記録に間違いは無いとしている。

したがって、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間④に係る前回の申立てについては、上記の申立人に係る人事カードにより、申立人の退職日は、昭和39年10月12日と記録されており、当該期間における勤務は確認できない上、申立人に退職金の支給が行われたことを示す記録も確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成26年8月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料及び情報として、上記の人事カードを提出し、当該人事カードには、昭和39年10月12日付けで退職したことになっているが、同日には、C社において新たに設置されたE係に配属され引き続き勤務しており、当該人事カードには誤りがあるので、前回の第三者委員会の判断は誤りであると主張している。そして、当時の状況を知る同僚としてE係に所属していた同僚25人を含む計33人の氏名を挙げ、改めて調査を行い、申立期間④について厚生年金保険の被保険

者として認めてほしいとしている。

そこで、当該 33 人のうち、オンライン記録で連絡先の確認ができた 25 人に申立人の退職日について照会したところ、19 人から回答があったものの、申立人の退職日については不明としており、申立人の申立期間④における勤務について確認することができない。

したがって、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②及び③に係る前回の申立てについては、申立人が申立期間③に勤務していたC社の従業員調査の結果から、同社が申立期間②及び③に係る脱退手当金の代理請求をした可能性が高いと考えられること、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうことなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき平成 26 年 8 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報が得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。